

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第六号

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校授業料等徴収条例（昭和二十三年佐賀県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「前条第一項」を「前条第二項」に改め、同条を第一条の三とする。

第一条第四項中「第一項及び前項の規定にかかわらず、」を「県立高等学校の」に、「」の授業料」を「」の聴講料」に改め、「受講の日から十日以内」の下に「（教育委員会が別に指定した場合は、その指定した日まで）」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「県立高等学校の通信制の課程の授業料」を「授業料で県立高等学校の通信制の課程に係るもの」に改め、「始業の日から十日以内」の下に「（教育委員会が別に指定した場合は、その指定した日まで）」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「県立高等学校の全日制及び定時制の課程の授業料」を「前項ただし書の規定により徴収する授業料（以下「授業料」という。）で県立高等学校の全日制及び定時制の課程に係るもの」に改め、「毎月十日」の下に「（教育委員会が別に指定した場合は、その指定した日）」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

県立高等学校の授業料は、徴収しない。ただし、授業料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると教育委員会が認めるときは、授業料を徴収することができる。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の二項を加える。

第一条 この条例は、県立高等学校の授業料等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条第二項及び第二条の二中「授業料」の下に「又は聴講料」を加える。

第二条の三第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、「授業料」の下に「又は聴講料」を加え、「終る」を「終わる」に改め、同条第二項中「授業料」の下に「又は聴講料」を加え、「もの」を「者」に改める。

第四条中「の授業料」の下に「、聴講料」を加え、同条第一号中「授業料」の下に「又は聴講料」を加え、同条第三号中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第五条中「授業料」の下に「、聴講料」を加える。

別表（一）及び別表（二）中「第一条」を「第一条の二」に改める。

別表（三）中「第一条」を「第一条の二」に、「授業料」を「聴講料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条第一項の改正規定（県立高等学校の全日制及び定時制の課程の授業料）を「前項ただし書の規定により徴収する授業料（以下「授業料」という。）で県立高等学校の全日制及び定時制の課程に係るもの」に改める部分及び同項を同条第二項とする部分を除く。）、同条第三項の改正規定（県立高等学校の通信制の課程の授業料）を「授業料で県立高等学校の通信制の課程に係るもの」に改める部分及び同項を同条第四項とする部分を除く。）及び同条第四項の改正規定（同項を同条第五項とする部分を除く。）、第二条、第二条の二及び第二条の三の改正規定、第四条の改正規定（同条第三号の改正規定を除く。）、第五条の改正規定並びに別表（三）の改正規定（「授業料」を「聴講料」に改める部分に限る。）は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐賀県立学校授業料等徴収条例の規定は、平成二十二年度の授業料及び聴講料から適用する。

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
第一条		
1	この条例は、県立高等学校の授業料等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。	
第二条		
1	県立高等学校の授業料は、徴収しない。ただし、授業料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると教育委員会が認めるときは、授業料を徴収することができる。	第一條の二 県立高等学校の授業料は、徴収しない。ただし、授業料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると教育委員会が認めるときは、授業料を徴収することができる。
2	前項ただし書の規定により徴収する授業料（以下「授業料」という。）で県立高等学校の全日制及び定時制の課程に係るもののは、別表（二）のとおりとし、毎月十日（教育委員会が別に指定した場合は、その指定した日）までに、その月分の授業料（定時制の課程については、一単位当たりの授業料に当該年度に履修する単位数を乗じて得た額の十二分の一に相当する額）を納付しなければならない。ただし、新たに入学した者の授業料は、入学の日から十日以内に、これを納付しなければならない。	2 前項ただし書の規定により徴収する授業料（以下「授業料」という。）で県立高等学校の全日制及び定時制の課程に係るもののは、別表（二）のとおりとし、毎月十日（教育委員会が別に指定した場合は、その指定した日）までに、その月分の授業料（定時制の課程については、一単位当たりの授業料に当該年度に履修する単位数を乗じて得た額の十二分の一に相当する額）を納付しなければならない。ただし、新たに入学した者の授業料は、入学の日から十日以内に、これを納付しなければならない。
3	略	
4	授業料で県立高等学校の通信制の課程に係るものは、別表（二）のとおりとし、始業の日から十日以内（教育委員会が別に指定した場合は、その指定した日まで）に、これを納付しなければならない。	3 県立高等学校の通信制の課程の授業料は、別表（二）のとおりとし、始業の日から十日以内に、これを納付しなければならない。ただし、新たに入学した者の授業料は、入学の日から十日以内に、これを納付しなければならない。
5	県立高等学校の定時制又は通信制の課程の科目のうち特定の科目を履修する者（以下「聴講生」という。）の聴講料は、別表（三）のとおりとし、当該科目の受講の日から十日以内（教育委員会が別に指定した場合は、その指定した日まで）に、これを納付しなければならない。	4 第一項及び前項の規定にかかわらず、定時制又は通信制の課程の科目のうち特定の科目を履修する者（以下「聴講生」という。）の授業料は、別表（三）のとおりとし、当該科目の受講の日から十日以内に、これを納付しなければならない。ただし、新たに聴講生となつた者の授業料は、聴講生となつた日から十日以内に、これを納付しなければならない。

	改 正 後		改 正 前
第一条の三	前条第二項の規定にかかるわらず、翌月以降に納期限が到来する月の授業料を前納することができる。	前条第一項の規定にかかるわらず、翌月以降に納期限が到来する月の授業料を前納することができる。	
第二条 略		略	
2	非常災害又は特別の事情により、教育委員会で学資の支弁困難なる者と認めたときは、授業料又は聴講料の全部又は一部を免除することができる。	非常災害又は特別の事情により、教育委員会で学資の支弁困難なる者と認めたときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。	
3 略		略	
第二条の二	授業料又は聴講料を期限内に納付しない者には、納期限後十五日以内に、その月の末限を定めて督促状を発しなければならない。	授業料を期限内に納付しない者には、納期限後十五日以内に、その月の末限を定めて督促状を発しなければならない。	
2	督促を受けた者が、前条の規定による督促状の納付期限までに授業料又は聴講料を完納しない場合においては、その納付を終わるまで授業を停止することができる。	督促を受けた者が、前条第一項の規定による督促状の納付期限までに授業料を完納しない場合においては、その納付を終るまで授業を停止することができる。	
3 略		略	
第二条の三	学校長は、授業料又は聴講料の滞納一月以上に及んだ者に対しては、諸証明の発行を停止し、滞納三月以上に及んだ者に対しては退学を命ずることができる。	学校長は、授業料の滞納一月以上に及んだものに対しては、諸証明の発行を停止し、滞納三月以上に及んだものに対しては退学を命ずることができる。	
2	既納の授業料、聴講料、入学手数料、入学手数料及び聴講手数料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	既納の授業料、入学手数料及び聴講手数料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	
一	第二条第二項の規定による授業料又は聴講料の全部又は一部の免除を受けたとき。	第二条第二項の規定による授業料の全部又は一部の免除を受けたとき。	
二 略		略	
三	第一条の三の規定により授業料を前納した者が、当該前納に係る月のうち一月	第一条の二の規定により授業料を前納した者が、当該前納に係る月のうち一月	

改 正 後	改 正 前
の全日にわたつて休学した月があつたとき、又は転学し、若しくは退学したとき。	の全日にわたつて休学した月があつたとき、又は転学し、若しくは退学したとき。
第五条 この条例に定めるもののほか、授業料、聴講料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の徴収に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。	第五条 この条例に定めるもののほか、授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の徴収に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
別表（二）（第一条の二、第三条関係）	別表（二）（第一条、第三条関係）
略	略
別表（二）（第一条の二、第三条関係）	別表（二）（第一条、第三条関係）
略	略
別表（三）（第一条の二、第三条関係）	別表（三）（第一条、第三条関係）
略	略
別表（三）（第一条、第三条関係）	別表（三）（第一条、第三条関係）
略	略